

原子力損害賠償紛争審査会

会長 鎌田 薫 様

原子力損害賠償に係る要望書

平成28年7月27日

大熊町長 渡辺 利綱

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられてから既に5年が経過しましたが、未だ帰還の見通しが立っていない状況です。

そのような状況の中で、ふるさとに戻れる環境整備のため、町内の大川原地区を復興拠点に定め、帰還を目指しております。

しかしながら、町民の約96%が居住する区域が帰還困難区域であることから、町民のほとんどが引き続き避難生活を余儀なくされるどころです。

このようなことから、町民が今後も安心した生活が送れるよう、以下の4点について要望いたします。

記

○避難生活が続く間は、避難生活の実情に応じた損害賠償を引き続き継続すること

○農林業等に係る営業不能損害については、平成29年1月以降の見通しについて示されていないことから、早急に示すこと

○ADR和解事例の中で、多くの被災者に共通する事例については、等しく賠償されるよう指針に盛り込むこと

○公共用地及び公共施設の賠償については、未だ基準が示されていないことから、速やかに賠償基準を定めること